

福県医発第113号(地)
平成17年 4月15日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



通知の廃止について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部健康対策課より別紙のとおり通知
がありましたので、ご連絡いたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



「公印省略」

17健第 109号

平成17年 4月11日

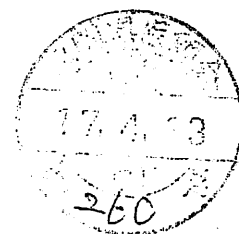
福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長

(結核感染症係)

通知の廃止について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、特段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。





健 発 第0331036号

雇児発第0331008号

社援発第0331013号

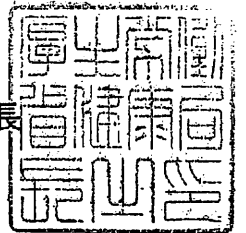
平成17年3月31日

各

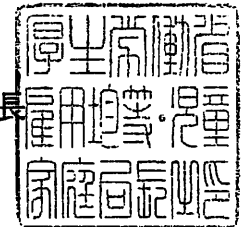
都道府県知事
政令市市長
特別区区長

殿

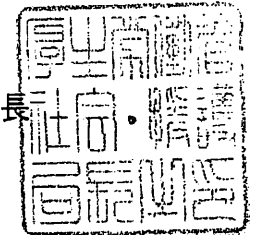
厚生労働省健康局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



通知の廃止について

「公費負担医療に関する費用の審査支払事務を国鉄共済組合に委託する契約について」（昭和51年10月6日付け衛発第792号厚生省公衆衛生局長・社会局長・児童家庭局長・援護局長連名通知）については、平成17年3月31日限り廃止するので、御了知願いたい。



(12) 公費負担医療に関する費用の審査支払事務を国鉄共済組合に委託する契約について

(抄)

昭和五十一年十月六日 衛発第七百九十一号
各都道府県知事・政令市長・特別区長あて 厚生省公衆衛生局長・社会局長・児童家庭局長・看護局長連名通知

最近改正 昭和五十一年一〇月一日衛発第七六三号

先般、「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」(昭和五十一年政令第三十七号)、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和五十一年八月二日厚生省第三六号)、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(昭和五十一年八月七日厚生省令第三十七号)及び、「指定育成医療機関医療担当規程等の一部を改正する件」(昭和五十一年八月厚生省告示第二二九号)が公布され、その概要等については、昭和五十一年八月七日保発第四四号・庁保発第三三三号各都道府県知事、各政令市長及び各特別区長あて厚生省保健局長、公衆衛生局長、薬務局長、社会局長、児童家庭局長及び看護局長並びに社会保険庁医療保険部長連名通知「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令等の施行について」により通知されたところであるが、同通知の第2の3の(2)により国鉄共済組合支部に提出される診療報酬請求書又は調剤報酬請求書のうち公費負担医療(別紙1に掲げる医療)に関する費用の審査及び支払

(12) 公費負担医療に関する費用の審査支払事務を国鉄共済組合に委託する契約について(抄)

五三五

払事務については、昭和五十一年一月一日以降国鉄共済組合に委託することとなり、別紙1の1から7に掲げる公費負担医療に関する費用の審査及び支払事務に関しては各都道府県知事等において国鉄共済組合に委託する必要があるもので、左記の事項に御留意の上、国鉄共済組合と別紙2の契約書例により契約を締結され、これが事務処理に遺憾なきを期されたい。

また、別紙1の8及び9に掲げる公費負担医療に関する費用の審査及び支払事務に関しては、それぞれ別紙4及び5の契約書(案)により、厚生大臣と国鉄共済組合との間で委託契約を締結することとしているので了知されたい。

記

- 1 契約に当たっては、契約書に署名押印する都道府県知事は、その管下の別紙2契約書例の別表2に掲げる市区長(保健所設置市(指定都市を除く。))、別表3に掲げる市区町村長(福祉事務所設置市(指定都市を除く。))、区町村長)及び別表4に掲げる市区町村長から、各々の市区町村長が所管する公費負担医療に関する費用の審査及び支払事務に関する国鉄共済組合との契約について別途委任を受けておくこと。
- 2 指定都市市長については、別紙1に掲げる6に関する費用の審査及び支払事務を除き、都道府県知事への委任を行わず、別途別紙2契約書例に準じて国鉄共済組合と契約を締結するものであること。
- 3 契約書を締結する際は、別紙3の覚書例により覚書を交換する

ものであること。

- 4 別紙3覚書例の記の1のただし書に記載される国鉄共済組合支部長は、別紙6の左欄に掲げる都道府県知事が覚書を交換する場合は、それに対応する右欄の国鉄共済組合支部の長であること。

別紙1

- 1 児童福祉法（昭和二年法律第一六四号）第二〇条の育成医療の給付又は同法第二一条の九第二項第一号の医療に係る療育の給付
- 2 身体障害者福祉法（昭和二四年法律第二八三号）第十九条の更生医療の給付
- 3 精神衛生法（昭和五年法律第一二三号）第三二条第一項により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 4 生活保護法（昭和五年法律第一四四号）第十五条の医療扶助
- 5 結核予防法（昭和二六年法律第九六号）第三四条第一項又は第三五条第一項により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 6 老人福祉法（昭和三八年法律第一三三三号）第一〇条の二の老人医療費の支給
- 7 母子保健法（昭和四〇年法律第一四一号）第二〇条の養育医療の給付
- 8 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三二年法律第四一五号）第七条の医療の給付又は同法第一四条の二の一般疾病医療費の支給

- 9 戦傷病者特別援護法（昭和三八年法律第一六八号）第一〇条の療養の給付又は同法第二〇条の更生医療の給付

別紙2

契約書例

〇〇都（道府県）知事並びに別表2、別表3及び別表4に掲げる市区町村長（以下「甲」という。）と国鉄共済組合代表者日本国鉄道総裁〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、別表1に掲げる公費負担医療について、関係法令及びこれに基づく通知等の定めるところによる迅速適正な審査及び支払事務を委託する契約を次のとおり締結する。

- 第一条 乙は、〇〇都（道府県）知事の別表1に掲げる公費負担医療（Fに関する医療を除く。）に関する費用の審査及び支払に関する事務を引き受けるものとする。
- 2 乙は、別表2に掲げる市区長の別表1に掲げるEに関する費用の審査及び支払事務並びにGに関する費用の支払事務を引き受けるものとする。
- 3 乙は、別表3に掲げる市区町村長の別表1に掲げるB及びDに関する費用の支払事務を引き受けるものとする。
- 4 乙は、別表4に掲げる市区町村長の別表1に掲げるFに関する費用の審査及び支払事務を引き受けるものとする。
- 第二条 乙は、公費負担医療担当医療機関（以下「医療機関」という。）から所定の期日までに提出された診療報酬明細書又は調剤

報酬明細書（以下「明細書」という。）についてその内容を提出月中に審査し、審査が終了した日の属する月の翌月の五日までに、所定の書類を添えて、別表1に掲げるA、B、D、E、G、H及びIに関する費用の審査結果については〇〇都（道府県）知事に、Fに関する費用の審査結果については別表4に掲げる市区町村長に報告するとともに、甲に対して所定の書類を添えて、医療機関に対する診療報酬又は調剤報酬（以下「診療報酬」という。）の支払に要する額の払込みを請求するものとする。

- 2 前項の事務は、別表5に掲げる国鉄共済組合支部の長（以下「支部長」という。）が行うものとする。
- 3 第一項の規定により支部長より報告を受けた〇〇都（道府県）知事及び別表4に掲げる市区町村長は、審査結果を検討して診療報酬の額の決定を行った上、審査が終了した日の属する月の翌月の一日までに当該支部長に通知するものとする。
- 4 第一項の規定により支部長から請求を受けた甲は、審査が終了した日の属する月の翌月の一日までに医療機関に対する診療報酬の支払に要する額を当該支部長に払込まなければならないものとする。
- 5 前項の金額の交付は原則として銀行口座振込の方法によるものとする。

第三条 乙は、前条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬の支払に要する額の払込みを受けたときは、その日から一〇日以内に医療機関に対してその額の支払を完了するものとする。

(12) 公費負担医療に関する費用の審査支払事務を国鉄共済組合に委託する契約について（抄）

第四条 〇〇都（道府県）知事又は別表4に掲げる市区町村長が第二条第三項の規定により決定を行った後、乙が医療機関に対して支払った診療報酬に過誤を生じたときは、その過誤額は、乙が翌月以降において整理を行うものとする。

第五条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用にあてるため、審査した明細書一件につき別に定める額を審査が終了した日の属する月の翌月の〇日までに乙に支払うものとする。

ただし、別表1に掲げるB、D及びGの費用については審査事務を委託する都道府県知事と支払事務を委託する市区町村長が各々半額ずつ支払うものとする。

第六条 甲は、乙に対して帳簿書類の閲覧及び説明を求め、並びに報告を徴することができる。

2 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは、ただちに説明できるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

第七条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事業進行に著しく支障を来たし、又は来たとおそれがあると認めるときは、相手方は、三か月間の予告期間をもつて、この契約を解除することができるものとする。

第八条 この契約の有効期間は、昭和五一年一月一日から昭和五二年三月三十一日までとする。

第九条 この契約の有効期間の終了一か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、終期の翌日

において向こう一か年間順次契約を更新したものとみなす。
以上の契約の確定を証するため本書二通を作成し、双方署名押印の上、各一通を所持するものとする。
なお、〇〇都（道府県）知事は別表2、別表3及び別表4に掲げる市区町村長から本契約に関する委任を受けているものである。

昭和五一年一〇月 日

〇〇都（道府県）知事 〇〇〇〇〇 印

国鉄共済組合代表者
日本国有鉄道総裁 〇〇〇〇〇 印

附則（第一次改正）

この契約の改定は、国鉄共済組合が、昭和五二年一〇月一日以降の診療分について、昭和五二年一〇月一日以降に行う審査支払事務について適用する。

前記契約の確実を証するため本書二通を作成し、双方署名押印の上、各一通を所持するものとする。

別表1

A 児童福祉法（昭和二年法律第一六四号）第二〇条の育成医療の給付又は同法第二二条の九第二項第一号の医療に係る療育の給付

B 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二八三号）第十九条の更生医療の給付

別表4（市区町村長）

〇〇区長
〇〇町長
〇〇村長
〇〇町長
〇〇町長
〇〇村長

別表5

支部名	所	在	地
釧路支部	釧路市北大通り四丁目	釧路鉄道管理局	国鉄共済組合
旭川支部	旭川市宮下通り	旭川	〃
札幌支部	札幌市中央区北五条西四丁目	北海道総局	〃
青函支部	函館市若松町	青函船舶鉄道管理局	〃
盛岡支部	盛岡市盛岡駅前通り	盛岡鉄道管理局	〃
秋田支部	秋田市中通り七丁目	秋田	〃
仙台支部	仙台市五橋一丁目	仙台	〃

(12) 公費負担医療に関する費用の審査支払事務を国鉄共済組合に委託する契約について（抄）

C 精神衛生法（昭和二十五年法律第一二三号）第三二条第一項により費用の負担が行われる医療に関する給付
D 生活保護法（昭和二十五年法律第一四四号）第十五条による医療扶助
E 結核予防法（昭和二十六年法律第九六号）第三十四条第一項又は第三十五条第一項により費用の負担が行われる医療に関する給付
F 老人福祉法（昭和三十八年法律第一三三三号）第一〇条の二の老人医療費の支給
G 母子保健法（昭和四〇年法律第一四一号）第二〇条の養育医療の給付
H 昭和四八年四月一七日衛発第二四二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
I 昭和四九年五月一四日厚生省発児第二二八号厚生事務次官通知「小児慢性特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付

別表2（保健所設置市（指定都市を除く。）区長）

〇〇市長
〇〇区長

別表3（福祉事務所設置市（指定都市を除く。）区町村長）

〇〇市長

新潟支部	新潟市花園	新潟	〃
高崎支部	高崎市栄町	高崎	〃
水戸支部	水戸市三の丸一丁目	水戸	〃
千葉支部	千葉市新千葉	千葉	〃
東京北支部	東京都千代田区丸の内	東京北鉄道管理局	国鉄共済組合
長野支部	長野市大字南長野	長野	〃
静岡支部	静岡市黒金町	静岡	〃
名古屋支部	名古屋市中村区笹島町	名古屋	〃
金沢支部	金沢市木ノ新保七番丁	金沢	〃
大阪支部	大阪市北区大深町	大阪	〃
天王寺支部	大阪市阿部野区松崎町	天王寺	〃
福知山支部	福知山市天田	福知山	〃
米子支部	米子市弥生町	米子	〃
岡山支部	岡山市駅前町	岡山	〃

四国支部	高松市浜ノ町	四国総局	〃
広島支部	広島市二葉ノ里	広島鉄道管理局	〃
門司支部	北九州市門司区西海岸一丁目	門司	〃
大分支部	大分市要町	大分鉄道管理局	〃
熊本支部	熊本市春日三丁目	熊本	〃
鹿児島支部	鹿児島市武町	鹿児島	〃

別紙3

覚書例

昭和 年 月 日付けをもつて〇〇都（道府県）知事並びに契約書別表2、別表3及び別表4に掲げる市区町村長（以下「甲」という。）と国鉄共済組合代表者日本国有鉄道総裁〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において締結した診療報酬又は調剤報酬の審査及び支払事務に関する契約の実施に関し次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

記

1 乙は、契約書第二条の規定による審査が終了したときは、公費負担医療費請求内訳書（別紙様式1）及び診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（公費負担医療受給者別一覧表（別紙様式2））をも

つてこれに代えることができる。）を甲（契約書別表2及び別表3に掲げる市区町村長で契約書別表1に掲げるB、D及びGの医療の給付を行う場合を除く。）に提出するものとする。ただし、都道府県知事又は契約書別表2若しくは別表3に掲げる市区町村長に提出する場合は、国鉄共済組合〇〇支部長がこれを行うものとする。

2 契約書第五条の明細書一件につき別に定める額は、厚生大臣が都道府県知事並びに契約書別表2、別表3及び別表4の市区町村長に交付することとした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書一件あたりの審査支払、委託事務費の交付単価の額とする。

昭和 年 月 日

〇〇都（道府県）知事 〇〇〇〇 印
国鉄共済組合代表者 〇〇〇〇 印
日本国有鉄道総裁 〇〇〇〇 印

公費負担医療に関する診療（調剤）報酬請求内訳書

別表様式1

公費負担者名 _____ 昭和 年 月分 国鉄共済組合 支部

		入 院				入 院 外				合 計	
		件数	日数	点数	金 額	件数	日数	点数	金 額	件数	金 額
医 科	甲表	件	日	点	円	件	日	点	円	件	円
	乙表										
歯 科											
調 剤											
摘 要						手 術 料	件 数	件	合 計		
		手数料	円	過 誤 調整額							
		端 数 調整額	円	端 数 調整額							
		手数料 確定額	円	請 求 確定額							

（備考） 過誤調整額の内訳は、別添過誤精算書のとおりである。

公費負擔者番号

支部

五四三

別表 6

都道府県知事	国鉄共済組合支部
北海道知事	札幌支部
青森県知事	盛岡支部
岩手県知事	盛岡支部
秋田県知事	秋田支部
山形県知事	秋田支部
宮城県知事	仙台台支部
福島県知事	仙台台支部
茨城県知事	水戸支部
群馬県知事	高崎支部
千葉県知事	千葉葉支部
栃木県知事	東京北支部
埼玉県知事	東京北支部
東京都知事	東京北支部
神奈川県知事	東京北支部
山梨県知事	東京北支部
静岡県知事	静岡岡支部
愛知県知事	名古屋支部
岐阜県知事	名古屋支部
長野県知事	長野野支部

都道府県知事	国鉄共済組合支部
新潟県知事	新潟潟支部
富山県知事	金沢支部
石川県知事	金沢支部
福井県知事	金沢支部
滋賀県知事	大坂支部
京都府知事	大坂支部
大阪府知事	大坂支部
兵庫県知事	大坂支部
三重県知事	天王寺支部
奈良県知事	天王寺支部
和歌山県知事	天王寺支部
鳥取県知事	米子支部
島根県知事	米子支部
岡山県知事	岡山支部
広島県知事	広島支部
山口県知事	広島支部
高知県知事	四国支部
徳島県知事	四国支部
香川県知事	四国支部
愛媛県知事	四国支部

都道府県知事	国鉄共済組合支部
福岡県知事	門司支部
佐賀県知事	門司支部
長崎県知事	熊本支部
熊本県知事	熊本支部
大分県知事	大分支部
宮崎県知事	鹿児島支部
鹿児島県知事	鹿児島支部
沖縄県知事	鹿児島支部